

平成27年度 富士見市国民健康保険事業運営方針

1 基本的な考え方

国民健康保険（以下「国保」）は、国民皆保険制度の基盤として、地域医療の確保と市民の健康の保持・増進に大きく貢献してまいりました。

国保は、保険者（市）が事業実施主体となって運営することとされ、国や県から交付される支出金と、被保険者の負担する国民健康保険税（以下「保険税」）を主な財源としています。国保の制度は、対象者が広範囲にわたるため産業構造の変化や高齢化などの影響を受けやすく、加えて低所得者層が多くを占めるという構造的な問題を抱えています。このため被保険者の高齢化は医療費の増加を招き、低所得者層の増加は保険税収入に影響を及ぼすことにつながり、これらに伴う財政基盤の脆弱さによる赤字体質の克服が本質的な課題となっています。

このような状況下にありますことから、今年度につきましても、国の社会保障制度改革の動向や、第3次埼玉県市町村国保広域化等支援方針等を踏まえつつ、事業運営の安定と財政の健全化の推進に取り組んでまいります。

2 国民健康保険事業の現状

本市の国保の加入者は、平成27年3月31日現在、被保険者数29,357人、加入世帯17,491世帯となっています。前年度に比べ被保険者数で1,011人の減、加入世帯数では280世帯の減となっています。また、高齢化率は平成19年の19.6%から、平成26年では23.3%と約3.7ポイント上昇しており、高齢者層が多い国保においては、国保財政の主である医療費の支出に直接影響を及ぼすこととなります。

一方、国保財政の根幹である保険税収入についても、被保険者が減少傾向にあるものの、平成27年度は賦課限度額の引き上げなどにより、一人当たりの調定額は前年度から引き続き横ばいで推移しています。また、保険税の収納率は、ここ数年は88%台と伸び悩んでおり、医療費支払いの不足分については一般会計からの繰入を行うなど財政運営においては、依然として厳しい状況が続いており、財政運営の健全化に向けた給付と負担のバランスを考慮し、安定した運営に努めていかなければなりません。

3 重点項目

基本的な考え方に基づき、次の4項目を重点項目として事業を実施します。

- (1) 医療費適正化対策の積極的推進
- (2) 保健事業の充実
- (3) 国保の財政運営の都道府県化への対応
- (4) 保険税収納率の向上対策

4 具体的施策

(1) 医療費適正化対策の積極的推進

年6回の医療費通知をはじめ、生活習慣病の対象の方でジェネリック医薬品（後発医薬品）に切り替えた場合に自己負担額が安くなる（可能性がある）方に、年2回の差額通知を発送し使用促進を図ります。また、被保険者証一斉更新時及び高額療養費支給申請書発送時には、パンフレットやジェネリック医薬品希望シールを同封するとともに、本市の広報やホームページ等で啓発を行い、被保険者の健康管理にかかる意識の向上や、医療費抑制への関心を深めるための情報提供を積極的に進めます。

レセプト点検については、事務の効率化及び点検内容の精度の向上が図られていますが、引き続きレセプト内容等点検の一層の充実強化を進め、医療費の適正化を図ります。

(2) 保健事業の充実

被保険者の健康の保持増進と国保財政の健全化を図るため、以下の事業について積極的に取り組めます。

① 糖尿病重症化予防事業の実施

糖尿病は、心筋梗塞や脳卒中のリスクを高め、腎病、網膜病、神経障害などの合症にかけると日常生活に大きな影響を及ぼします。そこで、国民健康保険の被保険者を対象に、特定健診データや医療機関受診状況を確認し糖尿病の治療が必要な方や治療を中断している方に対して、医療機関受診についてのお知らせや電話連絡を行います。また、糖尿病の治療のため医療機関を受診している方に生活習慣を改善するための生活指導を行い、市民の健康を維持し併せて人工透析への移行回避などにより医療費の適正化も図ります。

② 特定健康診査・特定保健指導の実施

生活習慣病予防の徹底を図るため、医療保険者に対し内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査及び保健師等による特定保健指導を、平成20

年度から実施してきたところですが、今年度においても、平成25年度に策定した「富士見市国民健康保険特定健康診査等第2期実施計画」に基づく目標値に向けて、埼玉県や2市1町及び健康増進センターと連携を図り、被保険者の生活習慣病の予防・改善のため、特定健康診査・特定保健指導を積極的に推進します。また、平成27年度も、一度も特定健康診査を受診していない42歳から70歳の方を対象に受診券等を送付、受診した方に抽選で富士見市の特産物を贈呈するなど、受診率向上にむけて積極的な啓発活動に取り組んでまいります。

③ 国保データベース（KDB）システムを活用した事業計画の策定

国保データベース（KDB）システムから提供される被保険者の健診・医療・介護等のデータを分析し、それに基づく保健事業を実施する計画を策定することが義務付けられました。本年度におけるデータヘルス計画の策定を推進していきます。

（3）国保の財政運営の都道府県化への対応

平成27年3月に国会に提出された医療保険改革法案には、国保の財政運営は都道府県が担い、保険税の賦課徴収や特定健康診査などの健康づくり事業は引き続き市町村が担うことなどが盛り込まれています。これは、昭和36年に国民皆保険を達成して以来の大きな改革となっており、平成30年度施行が予定されています。都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担うことで、制度の安定化を図っていきます。

都道府県と市町村との役割分担のあり方も含めて、具体的な改革の内容を注視するとともに、県の第3次広域化等推進計画の今後にも注意を払いつつ、必要な対応を図ります。

（4）保険税収納率の向上対策

被保険者の負担の公平性と国保財政の安定化を確保するため、保険税の収納率の向上を目指し、以下の項目を積極的に推進していきます。

- 現年度分の納期内納付を進めるために、保険年金課と収税課が協力して催告書の送付や電話催告、徴収嘱託員による現年度滞納者への訪問、分納相談や納税相談を根気よく行い、納付の勧奨を徹底します。
- 滞納処分（所得税還付金、預貯金、生命保険、不動産及び給与の差押え・換価等）を強化します。
- 関係課と情報の連携を図り、納税者の資力回復が見込めず、滞納処分

をすることができる財産が無い場合などには、執行停止を進めていきま
す。

- 窓口での納付、資格取得届受理時や納税通知書発送時などに口座振替
の勧奨をより一層強化します。また、「口座振替への原則化」について
調査、検討を行います。
- 毎月初めの土曜日（12時半まで）、年度末・年度始めの土曜日（1日）
に休日窓口の開設、毎週木曜日の窓口延長を行い、納税や相談機会の
拡充を図ります。
- 必要に応じて資格者証や短期被保険者証を交付するとともに、納税交
渉については、きめ細かな対応に心がけます。
- コンビニ納付による納税機会の拡充を図ります。
- 徴収体制を地区別に編成し、担当エリアの明確化を図り、きめ細かな
対応を図ります。
- 時代に則したモバイルレジ等、新たな納付環境等の整備拡充を目指し
ます。